

埼玉県版 高齢者の消費者トラブル見守りハンドブック 改訂一覧

◆対象:25ページ クーリング・オフの仕方

改訂前:必ず書面で通知する。

改訂後:必ず書面・メール・ファックス等で通知する。

- 令和3年の特定商取引法改正(令和4年6月施行)によって、事業者からの書面の交付や消費者からのクーリング・オフの通知は電磁的方法(電子メールの送付など)によって行えるようになりました。

◆対象:31ページ「相談窓口いろいろ」埼玉県消費生活支援センター

改訂前

受付日	月～金（祝日・12/29～1/3を除く） ※川口は土曜日でも受け付けます。
受付時間	9:00～16:00 ※12:00～13:00も受け付けます。

支所管轄地図 略

改訂後

受付日	月～土(祝日・12/29～1/3を除く) ※土曜日の来所相談は事前予約制です。 詳しくはセンターのホームページでご確認ください。
受付時間	9:00～16:00



埼玉県消費生活支援センター
ホームページへ



熊谷
048-524-0999

川口
048-261-0999

※令和2年4月1日から
川口・熊谷の2所に統合しました。